

# 青森県報

第四百七十四号

令和四年  
六月二十日  
( 月 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則……………( 行政経営課 ) ……一

### 告 示

○道路の供用の開始……………( 道 路 課 ) ……三

### 公 告

○肥料登録の有効期間の更新……………( 食の安全・安心推進課 ) ……三  
○県営土地改良事業計画の決定……………( 農村整備課 ) ……三  
○右 同……………( 同 ) ……四

### 選挙管理委員会

○参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日……………( 事 務 局 ) ……四  
○参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日……………( 同 ) ……四

### 公安委員会

○警備員等の検定の実施……………( 生活保安課 ) ……五

## 規

## 則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第四十六号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則(平成二十七年十二月青森県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項中「別表第二の七の項」を「別表第二の八の項」に、「同表の七の項」を「同表の八の項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第二の六の項」を「別表第二の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第二の四の項」を「別表第二の五の項」に、「同表の四の項」を「同表の五の項」に、「及びキ」を「ウ及びノ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「別表第二の三の項」を「別表第二の四の項」に、「私立高等学校等専攻科修学支援事業とし」を「私立高等学校等修学支援事業及び私立高等学校等専攻科修学支援事業とし」に、「私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する」を「次の各号に掲げる」に、「当該申請を行う者及び当該申請を行う者」と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる」を「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 私立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同じの世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請に

係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報

三 私立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

四 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第二の二の項」を「別表第二の三の項」に、「当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該申請に係る生徒に係る就学支援金の支給に関する情報

二 当該申請に係る幼児又は生徒の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

第三条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第二の二の項」を「別表第二の二の項」に、「当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該申請に係る生徒に係る就学支援金の支給に関する情報

二 当該申請に係る生徒の保護者等に係る次に掲げる情報

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年  
内閣府  
総務省  
第七号）第八条第一号イに規定する生活保護実施関係情報（以下「生活保護実

施関係情報」という。）

ロ 外国人生活保護実施関係情報

第三条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例別表第二の一の項の規則で定める情報は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請を行う者及び同法第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百

十二号）第一条第二項の保護者等をいう。第五条第六項において同じ。）に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同法第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の開始若しくは同法第二項の規定に準じて行う職権による外国人に対する保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う外国人に対する保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）とする。

第五条第一項中「次の各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」を「就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する」に改め、同項各号を削る。

第五条第八項中「別表第三の八の項」を「別表第三の九の項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「別表第三の七の項」を「別表第三の八の項」に、「国立高等学校等修学支援事業とし」を「国立高等学校等修学支援事業及び公立高等学校等専攻科修学支援事業とし」に、「国立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する」を「次の各号に掲げる」に、「当該申請を行う者及び当該申請を行う者」と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる」を「当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 国立高等学校等修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る

事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ 生活保護実施関係情報

ロ 外国人生活保護実施関係情報

二 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報

三 国立高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

四 国立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給

資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

五 国公立高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る第一号イ及びロに掲げる情報

六 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る第一号イ及びロに掲げる情報

第五条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「別表第三の六の項」を「別表第三の七の項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 条例別表第三の六の項の規則で定める情報は、就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報及び外国人生活保護実施関係情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年七月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日

国道二七九号

むつ市大畑町赤川村二五の一からむつ市大畑町赤川村八の一まで

令和四・六・二〇

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和四年六月九日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 5 columns: 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量, その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、早

川地区の県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十一日から同年七月十九日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、花木ダム地区の県営土地改良事業（防災ダム事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

らないこととされている。

令和四年六月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年六月二十一日から同年七月十九日まで

三 縦覧の場所

三戸町役場及び田子町役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

令和四年七月十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙時登録の基準日

令和四年六月二十一日

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

令和四年七月十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四條の二第五項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和四年六月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

ポスターを掲示することができる日 令和四年六月二十二日

## 公安委員会

青森県公安委員会告示第七十四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

令和四年六月二十日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

### 一 検定の実施日時及び場所

#### 1 実施日時

##### (一) 学科試験

令和四年九月二十一日（水）午前九時から午前十時までの間（予定）

##### (二) 実技試験

令和四年十月二十九日（土）午前九時から正午までの間（予定）

#### 2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

### 二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 二級

### 三 検定の定員

三十人（予定）

### 四 受検資格

#### 1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

### 五 検定の方法及び内容

#### 1 方法

検定は学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、

実技試験を行わない。

### 2 内容

#### (一) 学科試験

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。

(3) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (二) 実技試験

(1) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 六 検定申請の手續

#### 1 検定申請の受付期間及び受付時間

##### (一) 受付期間

令和四年八月十五日（月）から同月十九日（金）までの間（予定）

##### (二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

##### (三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

#### 2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で、青森県内に所在する営業所に属する警備員であるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

#### 3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

#### 4 検定申請の書類

- 検定期別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する場合には次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する場合には次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。
- (一) 住所地を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通
  - (二) 営業所に属することを疎明する書面 一通
  - (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉
- 5 受検手数料  
一万六千円分の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。
- 七 検定受付時間  
当日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
  - 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
  - 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問合せ先
- 1 青森県警察本部生活安全部生活保安課  
電話〇一七―七二三―四二一一
  - 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円